

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和7年5月20日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 固定式刺し網（ヒラメ及び雑魚建網）漁業

### (1) 制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
ヒラメ及び雑魚建網漁業	南さつま市坊ノ岬から正南の線と肝属郡南大隅町佐多岬から種子島北端を見通す線にはさまれた海域。ただし、熊毛海域を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

### (2) 申請すべき期間

令和7年5月21日～令和7年5月23日

### (3) 許可の有効期間

令和7年6月1日～令和10年5月31日

## 2 固定式刺し網（雑魚建網）漁業

### (1) 制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
雑魚建網漁業	別表のとおり	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	14隻	定めなし

### (2) 申請すべき期間

令和7年5月21日～令和7年5月23日

### (3) 許可の有効期間

許可日～令和9年5月31日

### 3 かが（雑魚かが）漁業

#### (1) 制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
雑魚かが漁業	別表のとおり	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	14隻	鹿児島県内に住所又は事業所を有する者

#### (2) 申請すべき期間

令和7年5月21日～令和7年5月23日

#### (3) 許可の有効期間

許可日～令和9年3月31日

### 4 かが（いかかが）漁業

#### (1) 制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
いかかが漁業	別表のとおり	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	1隻	鹿児島県内に住所又は事業所を有する者

#### (2) 申請すべき期間

令和7年5月21日～令和7年5月23日

#### (3) 許可の有効期間

許可日～令和9年3月31日

#### (別表) 操業区域

基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。

基点1 N 31° 46' 47" E 130° 10' 52"

(薩摩川内市といちき串木野市の境界土川の河口右岸堤防基部)

基点2 N 31° 44' 33" E 130° 13' 44"

(いちき串木野市荒川と羽島の境界の基点標石)

点ア N 31° 46' 36" E 130° 08' 21"

点イ N 31° 42' 49" E 130° 11' 28"